

公益社団法人青森県老人福祉協会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 定款第26条に規定するとおり、この法人の理事及び監事は、無報酬とする。

(委任)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(改正)

第4条 この規程は、理事会の議決を経て改正する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。